２０１２年１１月１５日

寝屋川市長

馬　場　　好　弘　様　　　　　　　　　　 　 　 日本共産党寝屋川市会議員団

団　長　　松　尾　信　次

幹事長　　中　林　和　江

２０１３年度予算編成及び

施策に関する要望書

市民生活の困難がつづく中、寝屋川市政において、市民の切実な要求にこたえ、市民生活を危機から救い、支える施策を進める事があらゆる分野で求められています。

いま寝屋川市にもとめられるのは、安心の社会保障、中小企業支援、子育て支援など切実な市民要求を反映させる予算編成を行うことです。

日本共産党寝屋川市会議員団は、以上の立場から、２０１３年度予算編成

にあたって、重点要望１８項目、分野別要望１７６項目の要望書を提出します。

**重点要望**

1. **東日本大震災被災地への、市として継続的な支援活動をすすめること。**
2. **行政と住民、専門家の知恵を結集して、地域防災計画の見直しを行うこと。被害を最小限に抑えるため、防災事業をしっかりすすめること。公共施設の耐震化を早期に進めること。**
3. **原発即時ゼロを国にもとめること。再生可能な自然エネルギー推進のための施策を積極的に推進すること。**
4. **８月１４日の大雨による、かつてない浸水被害について、早期に検証を行い、公表すること。**

**新たな浸水防止計画を早期につくり、浸水解消への施策を積極的に進めること。**

1. **国民健康保険料、介護保険料を引き下げること。**
2. **小児救急、産科の設置を関西医大香里病院に求めること。**
3. **子宮頸ガン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種を無料にすること。**
4. **認可保育所の新設をすすめ、保育所待機児童を解消すること。**
5. **認定こども園については、行政としての公的責任をしっかりはたすこと。保護者・住民との合意を前提にすること。**
6. **廃プラ処理施設による健康被害を解消すること。住民の健康調査を実施すること。**
7. **ごみ処理施設の建て替えにあたっては、地元合意、市民合意をふまえること。**
8. **産業振興条例を制定すること。中小商工業、農業振興のため事業を拡充すること。市独自の中小企業融資制度を創設すること。**
9. **住宅リフォーム助成制度を実施し、市内中小企業を支援すること。**
10. **新たな大型開発は行わないこと。東部地域の市街化調整区域を保全し、緑や自然の再生をはかること。**
11. **コミュニティバス路線の拡充を進めること。**
12. **生活道路・橋梁などの現地調査を行い、必要な改修計画をつくること。**
13. **市民のくらしと権利を守る制度の周知をはかり、市民全体にいきとどくように、多様な形ですすめること。**
14. **行政の情報を徹底して公開し、市民合意で市政を進めること。**

**分野別要望項目**

「住民こそ主人公」の原則に立ち

公正･民主・効率的な市政をめざして

大企業が莫大な内部保留をため込む一方、雇用や社会保障の改悪の中で、市民生活の困難がひろがっており、市民のくらしを守る政治が求められます。こうしたときに、「行財政改革」の名で福祉・教育・医療を切り下げることは許されません。行財政改革は市政のすみずみからムダや不公正をなくし、市民生活を守るための財政力を取り戻すために行うという原点に立ちかえることを求め、以下の要望を行います。

1. 非核三原則の法制化を国にもとめ、海外で戦争する国づくりをすすめる憲法第９条改悪に反対すること。憲法をくらしにいかす市政をすすめること。
2. 「地域主権改革」の名により、福祉・教育などの分野での最低基準廃止をやめ、国の責任で財源保障をするよう国に求めること。
3. 「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小をやめ、地方自治体への財源保障を拡充するよう国に求めること。
4. 道州制の導入とそれにともなう市町村の大規模な再編を行わないよう、国にもとめること。身近な市町村行政の維持・強化に努めること。
5. 憲法違反の自衛隊の募集事務、広報掲載などの協力はしないこと。
6. 市民生活を破壊する「大阪府財政構造改革プラン」の撤回をもとめ、ムダな公共事業の中止、福祉・医療・教育の拡充を大阪府に求めること。
7. 行財政改革の実施にあたっては、①　大型開発優先の姿勢をあらためること。②　福祉・教育施策の後退をやめること。③　公共料金の値上げは行わないこと。④　欠員となっている保育士や幼稚園教諭・給食調理員の採用をはじめ必要な職員採用を行うこと。⑤　情報公開を徹底し、住民参加・住民合意ですすめること。
8. 地方交付税が当初予算より大幅に上回る交付がされる状況となっている。増加した分は一般財源として、市民生活に役立つ施策の拡充のため有効に活用すること。
9. 基金については、必要な範囲にとどめ、住民に対して優先的に行わねばならない行政需要を抑制し、積み立てる事がないようにすること。
10. 滞納債権整理回収室の業務については、市民生活や人権を守る立場から対応すること。
11. 指定管理者制度は行わないこと。また、実施する場合でも、使用料、利用料の値上げなど市民負担の引き上げや、市民サービスの低下につながる民間の営利企業参入を認めないこと。また、運営に関して、市民や利用者の意見が反映されるしくみをつくること。
12. 窓口業務は、市民からの相談を受ける部署であり、企業などの民間事業者に秘匿すべき市民の個人情報が漏えいする危険があることから、民間企業等への委託を中止すること。市の責任で市民の相談をきちんと受けること。
13. 職場に競争と分断を持ち込み、住民サービス低下につながる人事評価制度は中止すること。
14. 市職員の賃金・労働条件の変更については、労使合意を前提にすること。
15. 土地開発公社の解散にともない、買い戻した土地については、必要な処分をすること。遊休地をつくらないこと。
16. パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善を図ること。
17. 各種審議会等を全面的に公開するために条例を制定すること。
18. 市長をはじめとする市特別職と議員を対象として、資産の公開と企業団体献金禁止等を定めた政治倫理条例を制定すること。
19. 制限付き一般競争入札の対象事業を拡大すること。
20. 小規模工事等希望者登録制度を導入し、工事受注可能業者はすべて受注できる工夫を行うこと。
21. 暴力・威嚇の行為に反省も謝罪もしない、大阪東部リサイクル事業協同組合は、公共事業入札業者としないこと。
22. 戦争資料、平和資料の収集に市として責任を持ってとりくみ、市民が学習できる平和資料室を設置すること。
23. 憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を市民の暮らしのすみずみに生かすとりくみをすすめること。
24. 消防行政については、消防職員の増員等で、消防力の強化をはかること。
25. 公共施設の整備再編にあたっては、現在ある施設を市民のために有効に活用することを基本にすること。「公共施設等整備・再編計画」は市民に十分に周知し、市民合意で見直すこと。
26. 市民センターで相談案内も行い、福祉業務などの市民相談に積極的に対応できるようにすること。

防災に強いまちづくりをすすめ

住民の安全をまもること

**東日本大震災から１年８ヶ月が過ぎました。**

**被災地の生活と生業の再建がすすまず、原発事故の収束の見通しもたっていません。**

**ひきつづき被災地の復興・支援のとりくみをすすめるとともに、寝屋川市で防災に強いまちづくりをすすめること。原発をゼロにし、自然エネルギーの活用を積極的に推進することがもとめられます。この立場から以下要望します。**

1. 原発即時ゼロを国にもとめること。
2. 公共施設への太陽光発電、水路などへの小水力発電、市有地での小風力発電などの設置を具体化すること。
3. 太陽光パネル設置への市の補助制度を創設すること。
4. 寝屋川市の防災計画の見直しについては、東日本大震災の教訓から、最悪の事態を想定して、住民保護を基本に計画を策定すること。
5. 津波対策については、地震直後に的確な津波警報を発令し、市民に周知徹底するシステムをつくること。避難施設を設置し、浸水が予想される区域の住民が全員避難できるシステム、要援護者を保護するシステムなどを具体化すること。
6. 市として放射線の測定機器を配置すること。
7. 公共施設の耐震化については、１００％達成を早期にすること。
8. 住宅の耐震化を促進するために耐震改修助成事業を抜本的に拡充すること。
9. 被害想定に見合う備蓄品、備蓄量を見直すこと。飲料水の確保をはかるため、耐震性貯水槽の増設をおこなうこと。
10. 高齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具、感震ブレーカー設置助成制度をつくること。
11. 既存の施設の機能を拡充し、福祉避難所の設置等で、障害者、高齢者の安全を確保すること。
12. ８月１４日の集中豪雨について検証結果を明らかにすること。
13. 浸水解消のための計画を策定し、具体化をすすめること。
14. 門真増補幹線、寝屋川北部地下河川、中木田調節池の整備など、浸水対策事業の推進を大阪府に求めること。
15. 「ポンプ運転調整ルール」を実施すれば、寝屋川市で浸水する地域が増加する可能性がある。市民への十分な説明と意見聴収をおこなうよう、大阪府などに求めること。
16. 止水板購入の費用助成制度をつくること。

市内商工業者の営業をまもり

地域経済の発展をはかる

**景気の低迷のもと、雇用の確保が厳しい状況となっています。市内中小零細企業、自営業者もかつてない経営危機に直面しています。下請け中小企業は、大幅なコストダウン、生産調整に苦しめられ、大型店の進出や消費不況で市内商店街、中小小売業は深刻な状況に追い込まれています。**

**中小企業施策を拡充し、地域経済の発展で地域の雇用を守り、営業を守ることが、市民生活を守ることにつながります。この立場から、以下のとおり要望します。**

1. 消費税の税率引き上げに反対すること。大企業、大資産家優遇税制の見直しを国にもとめること。
2. 大型店の出店規制について、国や府に制度化を求めるとともに市独自の条例を制定すること。
3. 寝屋川市産業振興条例を制定するとともに、産業振興室の予算、人員などの体制を強化すること。
4. 「（仮称）労働者の権利ハンドブック」を作成し市民に配布すること。
5. 中小零細企業の経営危機を打開するため、市独自の融資制度をつくること。
6. 市の公共事業及び公共サービスの質の確保を図るため、公契約条例を制定し、下請けまでを含め、労働者の公正な賃金、適正な労働条件を定めること。元請けに対し、適正な下請け条件確保となるよう指導すること。
7. 市独自で市民の就職・雇用実態調査を行うこと。市として雇用の拡充をすすめること。市内企業に雇用の拡充を働きかけること。
8. 元気わくわく商品券の発行を拡大するとともに、事務費の補助など市の支援を拡充すること。空き店舗対策など、商店街・市場の活性化につながる具体的な支援を強化すること。市として情報提供やコンサルタント費用助成など、支援を強化すること。
9. 市内事業所の経営実態調査や業者婦人の暮らし・健康・営業の実態調査を市職員によって行うこと。また、相談窓口を設置すること。
10. 所得税法５６条の廃止を国に求めること。
11. 雇用を拡大するため、労働者の解雇規制、サービス残業等の規制を国へ求めること。また、国に補助拡大を求め、市として福祉・教育など市民のくらしに不可欠な分野で雇用を拡大すること。
12. 関税を原則廃止し、完全自由化するＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）参加中止を国に求めること。
13. 農業で生活ができるように、コメなどの価格保障制度の改善、後継者育成を強化し、国の基幹産業として発展させるよう国にもとめること。
14. 都市計画における農地・農業の位置づけを明確にすること。「農のあるまちづくり」「食と農が支える地域づくり」など、都市と農業の共生をめざす条例づくりを、検討すること。
15. 農地所有者と十分な協議をすすめながら、市がかかわって、市民農園を大幅に増やすこと。農業ボランティア、地域住民による農業への参加など具体化をすること。

開発主義から脱却し

住民が安心して住める街へ

**従来、自治体の都市計画は人口の増加や産業活動の拡大を前提としたものが多くをしめてきました。**

**しかし、人口減少時代を迎えてまちづくりのあり方の見直しがもとめられています。**

**そこで求められるのは開発主義からの脱却です。**

**人口が減り、空き地、空き家が増えていく中、人々のくらしを壊すことなく、地域の生活環境を全体として改善する方向を追求する、地域の実情に応じて、段階的に、そして既存のストックを活用する修復型のまちづくりへの転換が求められています。**

**また、小学校区など可能なかぎり小規模な単位で住民が生活できる環境や条件を整備すること、そのために役立つ身近な公共事業の推進が重要となっています。**

**以上の点をふまえ、下記のとおり要望します。**

1. 水道使用料、下水道使用料を値下げすること。
2. 市内東部地域の市街化調整区域を保全し、これ以上緑や自然を破壊しないこと。緑の再生を計画的にすすめること。
3. 第２京阪道路沿道の「まちづくり構想」については、地域住民の参加や意見聴収、合意形成をはかること。
4. 生活道路や橋梁の実態調査を行い、必要な改修をすすめること。
5. 第２京阪道路については、①　道路公害が発生しないよう、住民の要求をふまえ、国、大阪府、西日本高速道路株式会社に徹底した環境対策をもとめること。　市として、環境省に大気汚染防止法にもとづく環境監視局の設置をもとめること。②アクセス道路については、ひきつづき住民合意をふまえるとともに万全な環境対策を実施すること。
6. 府道千里丘寝屋川線の高架事業については、①交通量、大気、騒音、浮遊粒子状物質の測定と定期的な環境測定を引き続き行うこと。②環境が悪化した場合には、歩道と車道の植樹帯部分への遮音壁の設置や光触媒による脱硝材の使用などを行うこと。③高架の有効利用について地域の要望を反映させるよう、大阪府へ要望すること。
7. 京阪萱島駅西側にエレベーターの設置をすすめること。ＪＲ東寝屋川駅エレベーターについて、西側からも利用できるよう、連絡通路の整備をＪＲ西日本旅客鉄道株式会社にもとめること。
8. 信号機が必要な箇所に、早急に設置するよう大阪府に求めること。歩車道分離の交差点を増やすこと。また、歩道との段差をなくすこと。
9. 市民の足を確保するため、交通不便地域やバス便の少ない地域にコミュニティバス等の公共交通の拡充、整備を図ること。とくに、市内周辺部から市民会館、総合センターなど公共施設をつなぐ公共交通の整備を急ぐこと。
10. 全国的に５３１市区町村で実施されている住宅リフォーム助成制度を実施すること。建物の耐震診断・耐震改修に対する助成制度を周知するとともに、さらに制度を拡充すること。
11. 交通バリアフリーをすすめるため、歩道の段差をなくすこと。
12. 新婚家庭などへの家賃補助制度をつくること。
13. 府営住宅の戸数の大幅な削減はやめ、府営住宅の新設やエレベーター設置を大阪府に求めること。
14. 市営住宅の改修を行い空き家の公募をおこなうこと。

業者責任を明確にしたルールを

確立し、住民参加でゴミ問題の解決を

**２１世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しをたてるとともに、国内の公害被害の早急な救済や、アスベスト対策や大気・土壌汚染対策などの身の回りの環境対策に真剣に取り組むことが必要です。将来にわたって良好な環境を維持していくために、環境汚染を規制し、生態系を守るとりくみが重要です。**

**そのために環境汚染問題の解決には、少なくとも、（１）汚染者負担の原則、（２）予防原則、（３）国民・住民の参加、（４）徹底した情報公開－の視点が欠かせません。その立場で以下の要望を行います。**

1. ２つの廃プラ処理施設による健康被害を訴える住民の実態把握のため、健康調査、疫学的調査を行うこと。また、悪臭については臭気指数による調査測定と規制を行うこと。環境調査については、予防原則をふまえて、住民参加で行うこと。
2. 地球温暖化対策推進のためにも、再生可能な自然エネルギーの積極的な導入をすすめること。
3. ゴミ焼却施設の更新については、市民の意見を十分に聞き市民合意を前提に進めること。
4. ゴミ減量のため　①　拡大生産者責任を実効あるものにする為の企業への規制などの法律整備を国に求めること。②生ゴミの資源化、堆肥化を進めること。③事業所ゴミについては分別収集を行うこと。
5. 廃プラスチックごみ収集については、ペットボトル、白色トレイに限定すること。
6. 廃プラスチックのリサイクルについては、国に対し、生産者責任の拡大、プラスチック利用の抑制、ペットボトルのリターナブル容器への転換など国に法制化を求めること。

福祉施策を充実し

安心してくらせるまち寝屋川に

**今、貧困と格差が深刻な社会問題になっており、「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保障した憲法２５条の生存権を守る、社会保障制度の役割はきわめて大きくなっています。**

**それにもかかわらず、政府は、「税と社会保障一体改革」の名のもと社会保障に対する国の責任を投げ捨て、社会保障制度の改悪をすすめようとしています。**

**市民生活が困難な中、市民の命とくらしの支えとなる本来の社会保障の役割を果たすべきです。**

**社会保障の充実をはかる立場から、以下の要望を行います。**

1. 憲法第２５条を棚上げにし、社会保障制度を国民相互の負担による「恩恵」の制度に変貌させようとする、「社会保障制度改革推進法」の具体化をしないよう、国に、求めること。
2. 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。そのために一般会計からの繰り入れを増額すること。
3. 介護保険料を引き下げること。保険料・利用料の市独自の減免制度を創設すること。境界層軽減措置制度の改善をはかるとともに、制度周知をおこなうこと。
4. 産科・小児救急医療設置を、関西医大香里病院に求めること。
5. 子どもの医療費助成制度については、国に制度化、大阪府に対象年齢の引き上げをもとめること。市として、中学３年生までの対象拡大をめざすこと。
6. 特別養護老人ホームの待機者を解消できるよう、施設の新設を急いですすめること。待機者解消の年次計画を立てること。施設利用料の軽減措置をとること。
7. 地域包括支援センターは、来年度に中学校区に１か所とすること。地域の高齢者の実態を把握し、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点となるようにすること。そのために市として専門職員をしっかり配置し、市が責任を果たすこと。
8. 要介護認定調査は高齢者の実態に見合ったものに改善すること。
9. ヘルパーなど福祉労働者の待遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事ができるようにすること。そのために、常勤ヘルパーの増員をはかること。登録ヘルパーの報酬の引き上げ、健康保険・年金・労災保険などの制度保障を行うこと。
10. 認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化を国にもとめること。
11. 介護サービスの必要な要支援１．２の人でも介護保険が利用できなくなる、「介護予防・日常生活総合事業」は実施しないこと。従来の介護予防サービスを拡充すること。
12. 障害者への介護サービスについては専門性も高いことから、市として講習会などを計画し、ヘルパーの育成、スキルアップをはかること。
13. ケアマネジャーが専任体制で時間をとって市民の相談にのれるよう、報酬の引き上げ、研修の充実など条件整備を市としてはかること。また、国にも求めること。
14. 公衆浴場利用事業については、当面週１回にふやすこと。
15. 配食サービスは１食あたりの利用料を引き下げ、低所得者が利用しやすいものにすること。
16. 後期高齢者医療制度は廃止し、７５歳以上の高齢者の医療費無料化を国にもとめること。当面、①保険料の引き上げはしないこと。②滞納者への差し押さえはやめること。
17. 軽度の要介護者のサービス利用抑制にならないよう、まちかどデイハウス・シルバーパス等、支援事業の拡充をはかること。
18. インフルエンザ予防接種については、こども、高齢者、低所得者、ひとり親家庭への無料接種を実施すること。
19. ヒブワクチンの定期接種化を国・府に要望すること。
20. 福祉４医療費助成制度の改悪をしないよう、大阪府に強くもとめること。
21. がん検診の受診率ひきあげのため、①　個別検診の拡充　②　個別通知の拡充③有料化の見直しをすすめること。
22. 特定健診については、心電図、貧血検査などを追加し、診査結果の通知を早めること。精密検査は医師の判断でできるようにすること。
23. 国保料を支払えない市民が増加している。経済困難をかかえている世帯が多い加入者の実態に即して減免制度や窓口の対応を改善すること。
24. 医療費一部負担金免除制度は市民に制度の周知をはかること。
25. 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。
26. 保護もれをなくすため、市民に対して生活保護制度の周知をはかること。ホームページ、ガイドねやがわの改善を行うこと。住民生活の実態を日常的に把握し、積極的な対応をすすめること。
27. 保護決定（変更）通知書については、支給金額の内容等を具体的に示し、被保護者が理解できるものに改善すること。
28. 不足している生活保護のケースワーカーを補充すること。相談援助機能の充実を図ること。
29. 生活保護申請をする意思がある市民に対して、相談ですまさず、市民の申請権を尊重し法に基づき申請を受けること。申請後２週間以内に決定すること。２週間を超える場合は、文書で通知すること。また、生活に支障がないように対応すること。
30. 生活保護利用者の小規模多機能施設の宿泊についても、日帰りと同様に自己負担なく利用できるようにすること。
31. 生活困窮者の滞納を理由に一方的な停止は行わないよう電気、ガス事業者に要請すること。水道料金の減免制度をつくり、給水停止を行わないこと。下水道使用料の減免制度を拡充すること。
32. ホームレス一時宿泊事業については、事業の周知をはかること。
33. 生活保護利用者の「居場所づくり」の具体化をはかること。就労支援に限定せず、ボランティア体験など、多様な形での自立支援にとりくむこと。
34. 妊婦健診の無料化制度を国に要望すること。市として公費負担を抜本的に増額すること。
35. 保育の産業化、公的保育の縮小、最低基準の廃止など国民の願いに逆行する「子ども子育て新システム関連法」を実施しないよう国に求めること。
36. 保育所の待機児童の解消をすすめること。そのため、認可保育所の新設や定員増をはかること。
37. 保育料の減免制度を拡充し、周知をはかること。
38. 保育所の保育時間を午前７時からにすること。公立保育所でも、一時保育・休日保育・夜間保育など保育需要に応えた施策を実施すること。
39. 保育所の給食調理は、アレルギー児や離乳食・食中毒等対応のできる正職員で行うこと。
40. 保育所の３才児以上の完全給食を実施すること。
41. 認定こども園については、①事業者選考委員会に保護者代表を入れること。②工事の時期、保育内容・運営方法については保護者、地域の要望に応えること。③公立保育所の保育水準を守ること。
42. 病児保育所の利用者減免制度を創設すること。
43. 児童虐待の対応や子育て支援をすすめる家庭児童相談室の体制、機能の拡充を図ること。子ども家庭センターの人員配置の拡充、一時保護所、児童養護施設の増設を国と大阪府に求めること。
44. 子育て支援センターを増やすこと。
45. 障害者総合支援法が来年４月から施行される。しかし、新法は、原則１割の「応益負担」の仕組みを残し、利用抑制の手段となっている「障害程度区分」も存続する。障害者制度改革推進会議総合部会の提言もほとんど盛り込まれていないなど廃止を求められた障害者自立支援法と根幹は変わらない。このような中、障害者権利条約を批准するにたる、障害者を権利の主体とする新たな法律の制定を政府に求めること。
46. 地域生活支援事業の福祉用品の利用料は無料にすること。
47. 入所、通所施設の増設とショートステイなど在宅サービスを拡充し、十分な基盤整備をはかること。ケアホームの整備を推進すること。
48. すばる・北斗福祉作業所や市内障害者作業所に重度の障害者の受け入れができるよう、条件整備をはかること。
49. 医療的ケアを必要とする人の日中活動の場を寝屋川市内に設置すること。
50. 精神障害者が地域で暮らせるために体験宿泊施設を寝屋川市内に設置すること。
51. 障害者への虐待防止のための一時保護施設を寝屋川市内に設置すること。
52. 精神障害者の実態把握をすること。地域生活支援センターが安定して運営できるよう助成を拡充すること。
53. 「被爆二世」の検診の受診者の増加をはかる手だてを講じること。

児童・生徒の人間的成長と

発達のために豊かな教育を

**いじめや暴力など子どもが関連する事件があいつぐ中、教育のあり方が国民的な課題になっています。**

**こうした教育問題の背景には、貧困と格差の深刻な広がり、全国学力テストの実施などの過度の競争教育があります。**

**教育は何よりも個人の尊重を基本に、一人ひとりの「人格の完成」をめざして、すべての国民の成長発達を保障することにあります。**

**憲法の根本になる主権者の育成、すべての国民の生存権保障の基礎となる教育を受ける権利の保障が教育行政の基本にすえられなければなりません。**

**戦前の反省に立って、国や行政が教育を統制支配するのではなく、直接子どもや保護者、国民に責任を持つ教職員の教育の自由、教育権限が十分に保障されなければなりません。**

**教育行政はそのための教育条件を整備することが最大の責務です。**

**この立場から、教育行政全般にわたって以下の要望を行うものです。**

1. 教育を受ける権利をはじめ、憲法に基づく教育行政をすすめること。また、その立場から、橋下・「維新の会」が大阪府議会で強行した教育関係条例については、教職員・保護者などの合意のない実施は行わないこと。
2. 小・中学校の特別教室・図書室・会議室などに冷暖房設備を設置すること。
3. 人間形成の基礎を培う幼児教育が、国でも重要課題とされている。市立池田幼 稚園の廃園のように、保護者や市民の声を聞かずに強行することは二度と許されない。公立幼稚園の今後については、幼児教育と子育て支援の充実の立場で、３歳児からの入園、３０人以下の少人数学級をすすめること。また、教諭の欠員は正規職員で補充すること。
4. 学校の自主性を尊重し、入学式、卒業式などで「日の丸」・「君が代」の押しつけはしないこと。また、参加者の内心の自由を保障すること。
5. 大阪府の「財政構造改革プラン」に反対すること。小中学校に対する府単独加配教員の復活、高校進学希望者の全員入学、高校授業料の完全無償化、定時制を含む高校統廃合と学区再編の改悪等の抜本的見直し、３５人学級の拡充を要望すること。また、市の少人数指導の支援人材については継続し、各校での活用を尊重すること。
6. 学校の教育と教職員集団形成に困難を持ち込んでいる「教職員の評価･育成システム」については、「首席」、「指導教諭」などの配置、差別賃金とともに、見直しをもとめること。
7. 「子どもの権利条約」を具体化するために、市民的議論をふまえ、「寝屋川市子どもの権利条例」を制定すること。
8. 子どもの生命と安全を守るため、警備員の複数配置、中学校への配置、防犯設備の整備を行うとともに、開かれた学校づくりをすすめること。通学路の安全確保のために、必要箇所に信号設置を求めるとともに、交通指導員の増員と適正配置を行うこと。
9. 「いじめ」「不登校」問題克服のために、「不登校」対応教員の配置の拡充を行うとともに、子どもの人権尊重と事例研修を重視し、教職員が力をあわせて対応できる体制をつくること。
10. 人権問題を差別意識が主要な課題とする「人権教育基本方針」の撤廃を府にもとめること。
11. 道徳資料「心のノート」の使用強制を行わないこと。また、市が発行の「市民協働のトレーニングブック」については、主権在民と地方自治をふまえた抜本的な見直しをおこなうとともに、使用を強制しないこと。
12. 普通教育をおこなう義務教育に、教育の機会均等に反する財政上の差別を学校間に持ち込み、教育を歪める学校間競争になるおそれがあるドリームプラン (特色ある学校づくり)　は中止し、すべての学校を支援すること。
13. 教職員の合意を得ていない学力テストは中止すること。また、実施済みの調査の分析については、教育行政として本来の教育条件整備の課題を明確にすること。
14. 教職員の労働安全衛生委員会を設けること。また、労安法の改正にともなう勤務時間の把握については、労使で具体化をすすめ、面接指導を行う産業医の配置などを行うこと。各校の衛生推進者についても教職員からの公募制を基本に実態をともなった制度に改善すること。
15. 各校に、教職員の更衣室・休養室を男女別に設置すること。また、老朽化した職員便所の抜本改修をすすめ、全校に洋式トイレを設置すること。
16. 必要な学校に、水泳学習や校外行事等の引率などの補助員の配置を行うこと。また、スキー体験学習、林間・臨海学舎、修学旅行などの引率に看護師を配置すること。
17. 中学校の部活動に対する人的支援とともに、クラブ・部活動活性化事業予算の増額を行うこと。
18. 各校の体育館の舞台装置・設備の改修、充実をすすめ、小・中学校の文化行事について補助を行うこと。
19. 支援学級の教室の確保、設備の充実をすすめ、児童・生徒の発達保障のために就学指導委員会を充実すること。また、肢体不自由児が在籍する学校にエレベーターを設置すること。
20. 府立寝屋川支援学校をはじめとする北河内の支援学校の過密・過大の解消と施設・設備の充実を引き続き大阪府に求めること｡ 四条畷分校は残すように、府に求めること。
21. 当面、小学校３年生、中学校１年生の3５人以下学級を実施すること。また､ 障害児の入級により１クラス定員を超える学級、学級人数が急増の学級については特別対策をとること。
22. 遅れている寝屋川市の「第２期子どもの読書推進計画」を策定し、各校に専任の学校司書の配置を府に要望するとともに、当面、市独自で専任司書の配置を行い、中央図書館との連携を図ること。国の学校図書標準数を指標の参考にして学校図書費の大幅増額、学校図書室の拡充など、読書推進の整備充実を図ること。
23. 就学援助制度の対象の所得基準額を引き上げ、給付額は実態に見合った額に改善すること、とくに卒業アルバム代の支給、スキー体験学習、林間・臨海学舎費などの実費支給をおこなうこと。
24. 政府が国際人権規約の「高等教育の無償化」条項の留保撤回を閣議決定し、国連に報告したことをふまえ、国に高校・大学・専門学校などの学生への給付制の奨学金制度を求めるとともに、当面、市の高校生奨学金制度を復活すること。
25. ＰＴＡ寄付金から、教員の研修費、校長会・研究会負担金、設備・備品の購入費修繕費に支出されている、小学校・中学校・幼稚園の学校園管理費、教育振興費などの予算を増額し、保護者負担をなくすこと。
26. 要望のある学校園のプールやグランドの全面改修をすすめること。特にプールについては年間複数校とする年次計画を策定すること。また、小プールを全小学校に設置すること。
27. 全校の耐震化を早期に完了するとともに、老朽化した学校の大規模改修をおこなうこと。あわせて、開閉する窓のアルミサッシ化をはじめ、中小規模の改修計画をすすめること。天窓等については、事故防止の万全の対策をとること。また、工事にあたっては、児童生徒への学習環境を考慮し、長期休業期間を工事の中心にするよう、時期を設定すること。
28. 全校に児童・生徒の男女別更衣室を設置すること。また、教職員用と児童・生徒用の温水シャワー室を設置すること。
29. 悪臭と老朽化のトイレの抜本改修を急ぐとともに、各校各階に洋式トイレを設置すること。
30. 机、椅子は、子どもの体形にあった大きさのものを使用できるように予算を組むこと。
31. 給食調理の民間業務委託は教育の直接責任を果たすことにならず、見直すこと。教育の一環として食育を推進するとともに、アレルギー代替食や安全でおいしい学校給食を保障するため、栄養職員の全校配置と給食調理員の増員をはかり、自校直営方式を堅持すること。また、給食調理室のスポットクーラーの全校設置を進めること。
32. 米飯給食を基本とした給食へ、米飯の回数を増やすこと。また、学校給食の食材に地元農産物をとりいれ、安全な給食へ地産地消をすすめること。
33. 学校給食の食器の改善を促進すること。
34. 中学校給食実施にあたっては、栄養教諭の配置をおこない、教育の一環として食育を推進するとともに、給食費を生活保護や就学援助の扶助対象とすること。
35. 学校納入金滞納状況を調査し、必要な対策と予算措置を行うこと。
36. 養護教諭の複数配置をめざすこと。また、児童・生徒の救急医療の受け入れ体制について、市として医療機関の協力を図ること。
37. 学童保育（留守家庭児童会）について、国の補助対象とならない７１名以上の大規模解消をすすめ、希望するすべての児童が入会できるよう、４０人を超える場合は、複数学級制とすること。とくに、障害児の受け入れについては、特別の配慮をすること。また、事業の目的と性格を異にする全児童対策の「放課後こども教室」との一体化はおこなわないこと。
38. 学童保育（留守家庭児童会）の施設基準を策定し条件整備をすすめること。その際、系統的継続的な教育的事業であることをふまえ、指導員の抜本的な待遇改善を進めること。また、国が示す２５０日以上の開所を確保するためにも、市の責任で土曜開所を実施すること。それまでの間、保護者が自主開所している児童会に対する補助金を復活すること。また、保育時間を午後７時まで延長すること。
39. 図書館の業務委託計画をやめ、将来計画として、児童用の施設の新設増設、利便性の高い場所での図書館設置をはじめとする全市的な図書館構想を検討すること。来年度開館予定の寝屋川市駅前の図書館については、市職員司書を配置し、関係団体や市民の意見を反映すること。東図書館の子ども図書室については、利用者の貸し出しの利便性を図り、子ども図書と子育て支援の図書の充実をすすめること。また、図書館の図書購入費（視聴覚を含む）と資料費の増額、専門職員の新規採用と適正配置を行うこと。以上のためにも、図書館協議会を復活すること。
40. 教科書選定委員会の構成を従前にもどし、一般教職員の代表を含めること。また、教科書の選定にあたっては、教育に直接責任を負う教員の意見が尊重される制度にすること。
41. 障害児については、一人ひとりの障害や成長にあった教科書が使用できるように予算をくむこと。
42. 小学校低学年からの英語教育を「国際コミュニケーション科」としているが、研究開発であり、子ども・教職員や保護者からの意見聴取をふまえて、検証を行うとともに、合意を基本にすること。
43. 教育活動ではない英語検定については、補助金を見直すとともに、授業時間中の実施についても見直すこと。また、英検３級の受検率を、学校教育の施策指標にすることはやめること。
44. クリーンセンターや廃プラ処理施設、第二京阪道路などに近く、公害の影響のおそれがある学校園、すでに道路公害などの影響が顕著な学校園については、実態調査をおこない、万全の環境対策とともに、子どもと教職員・市民の健康を守る対策をとること。
45. 第二京阪道路と沿道の建設事業に伴い、発掘収集された文化財は、府文化財センターから譲り受け、市で保管し、市民への公開をすすめること。また、高宮廃寺をはじめとする市内の文化財の調査・活用をすすめるため、専門職の学芸員を増員すること。
46. アルカスホール(地域交流センター)の運営、活用について、市として市民からの意見・要望を反映する制度をつくること。